脚夫賃 臨時增置書役日給 扱所諸器物買入費 扱所修繕費 戸籍調費 火水盗難猪鹿予防費 村用ニ付村用掛出庁旅費 村用掛用紙用度品買入費 村用掛筆墨料 村用掛月給并雇小使日給 小区限取調物入費 正副戸長県庁へ出頭旅費 租税金徴収入リ区務所へ送致迄ノ入費(マン) 布告配達費 用紙用度品買入費 扱所借地料並家賃 正副戸長書役筆墨料 村限賦課スヘキ科目 金七万二百九十六円三十銭三厘九毛 金七千六百二十七円七十八銭三厘八毛 金二千四百五十二円二十四銭七厘九毛 左ニ明治八年分ノ民費算書ヲ登録シテ以テ参考ニ供セントス 時鐘費 第十九条 井堰守給料 用悪水路修繕費 里道修繕費 溜井修繕費 養蚕世話役給料 暴漲水防費 小学校教員世話役等月給 小学校諸費 村限取調物諸入費 実際ニ応シ組合ヲ設ケ賦課スヘキ科目 繕費 県庁并徴役場囚獄営 道路堤防橋梁修繕費 布告書頒布入費

分	4 早	^	四/]、	<b>∠</b> (p),														
一金八百七十一円十七銭三厘	一金三千百六十一円四十八銭八厘	一金二万百四十一円九十六銭三毛	一金五万五千八百三十七円八十八銭四厘七毛	一金二千二百七十四円八十一銭八厘九毛	一金八千八十一円八十四銭四厘七毛	一金三千五百八十四円十銭三厘		一金六千八百二十七円二十六銭一厘二毛	一金七万九千六百七十九円十八銭九厘	一金三万六千七百六十六円八銭二厘二毛	一金四百一円四十五銭五厘五毛	一金十六円二十九銭五厘	一金四千六百三十四円八十一銭六厘	一金百九十一円五十一銭五厘		一金六百七十六円七十一銭五厘五毛	一金二万六千四百六十一円四十二銭七厘九毛	一金千三百八十九円六十三銭四厘一毛
井堰守給料	暴漲水防費	用悪水路費	毛 学 校 費	郷村社神官給料	祭典并遥拝式費	県社郷村社営繕費	旅費	区戸長以下出庁其外	区戸長以下給料	区務所扱所諸費	復籍人逓送費	捨児養育料補費	掲示物築設費	教 院 費	費	管内一般達ニ依調物	毛 巡査給料及諸費	道路掃除費
金一万三百五円五十七銭二厘	金二十万四千九百四十三円七十三銭九厘六毛	外	総計金三十五万千八十三円四十一銭三毛		一金二千三百七十九円三十七銭八厘	一金二円八銭	一金二円四十銭	一金五十四円四十二銭五厘	一金五十円八十五銭四厘	一金百八十六円四十六銭八厘	一金三千六百六十三円九十銭八厘九毛	一金五千九十一円三十五銭三厘五毛	一金千四十四円十六銭一厘	一金千四十円九十四銭六厘八毛	一金百四十円三十三銭三厘	一金三百十九円五十二銭九厘	一金二千三百七十円六十五銭二厘	一金三百六十二円九十二銭六厘
国役金	六毛 地租改正入費				区費区ニアリ科目不詳	困難人手当	碇泊船取調費	波止場修繕費	時鐘費	猪鹿防禦費	番人給料并諸費	消防入費	徴兵下調費	戸籍調費	里程調費	山林調費	貢米金取集上納費	検見入費

### 貯金法議案

而シテ其年ノ豊凶ノ如キハ巧暦妙算モ推知スル能ワサルモノナリ是豊饒飢渇トニヨリテ民ニ幸福ト禍害アルハ世界古今ノ通常ニシテハ飢渇以テ民ニ菜色ノ憂アリ水旱ナキノ年ハ豊饒以テ開眉ノ兆アリ天不測ノ変災ヲ降下スレハ地ニ不虞ニ水旱ヲ露現ス故ニ変災アル年

古来社倉ナル者ハ米穀ヲ畜積スル者ニシテ其法固ヨリ不善ナリト云補ナスンハアルヘカラス是今般貯金方法ノ由リテ起ル所以ナリ夫レヲ以テ豊饒幸福ノトキ必ス其有余ヲ儲畜シ以テ飢渇禍害ノ不足ヲ塡

ハ金ヲ積ムノ愈レルニ如カサルナリ而シテ今行フ所ノ貯金方法ニニ此トキハ何ヲ以テ非常ニ備ルト云コトヲ得ヤ然ラハ則チ米穀ヲ積ムエトラ防ヲ怠ル時ハ或ハ一朝蕩然烏有ニ帰スルコトヲ免レス其レ如フヘカラス然リト雖トモ之レヲ永存保護スルカタメニ荷クモ火災水

色ノ憂ナカラン因テ左ニ其方法ヲ議セント欲ス降シ地ニ一立草ナキニ至ルモ此法普ク行ワル、トキハ恐クハ民ニ菜宜貯金セシメ禍害ヲ未然ニ防キ幸福ヲ無彊ニ保チ天若シ不測ノ変ヲ種アリーハ以テ管内一般ニ課シーハ以テ村里ヲシテ其組合ヲ立テ適

## 一般貯積ス法案(ル脱)

一般ニ賦課スル貯金ハ全管内非常ノ災害ニ罹リ将ニ飢渇ニ迫ラ第一条

民費課出法ニ同シ〕ト目安ヲ立年々地租三十分ノ一ト定メ其三分其賦課法タルヤ全管内ノ地価へ七分戸数ニ三分〔戸数ニ賦スルハントスル時ニ充費スルモノニテ一区一村ヲ済救スルモノニアラス

額ニ充ントス

但組合村々ニテ三分二ノ金額ヲ割出スモ亦本文ニ準拠セシメン

ノーヲ一般ノ積立金トシ余三分ノ二ヲ組合村々ニテ積立ツヘキ金

トス

第二条

事故アリ出金スル不能モノハ米麦ヲ代出スルモ妨ケナシト雖ト

モ徴収シタル米麦ハ区戸長及□□立会ノ上時ノ相場ヲ以テ売却シ

而シテ金銭ヲ以テ県庁ニ出サシメント欲ス

第三条

米麦ヲ出スニハ先ツ取立へキ金額ヲ定メ其都度時

ノ相

場ヲ以テ

但組合村々ニ賦課スルモ亦本文ニ準拠セシメントスサルモノ及鰥寡孤独無告ノ窮民ハ之ヲ除カント欲ス右金額ニ当タル高ヲ納メシム尤小人借家人等ニテ不動産ヲ所持セ

第四条

トシ而シテ抵当品ヲ取リ国立銀行ニ預ケ以テ其利ヲ生セシメント前条ノ如ク徴集シテ差出シタル金額ハ県庁ニ於テ管理スルモノ

ス

但生スル所ノ利子ハ年末計算シテ元金ノ内エ加ヘントス

第五条

貯金ハ毎月区戸長ニテ徴集シ以テ二月五月八月十一月四次ニ県

庁エ出サシメントス

若シ非常ノ災害アリ貯金ヲ一般管内ニ賦セントスルトキハ臨時 第六条

区長ヲ会シテ被害ノ軽重ヲ議シ以テ其支出ノ金額及配賦ノ差等ヲ

定メント欲ス 第七条

若シ甲ノ大区ニ水害アルカ乙大区ニ旱魃アリテ組合村々ノ積立

而ル後尚区長ヲ会シテ議決シ而シテ一般ノ貯金ヲ以テ右ノ不足ヲ 金ヲ以テ救助スルニ不足ナルトキハ先ツ戸長村吏及代議等ト議シ

塡補セント欲ス

第八条

下与センモノニ非ス故ニ其備受ケシ金額ハ被害ノ軽重ニョリ三ケ 充費スル不能ヲ以テ一般ノ貯金ヨリ無利足貸渡スモノナレハ全ク 前条一般ノ貯金ヨリ救助スルハ其災害ノ重キ組合積立金ノ能ク

年乃至四五ケ年ヲ据置其翌年ヨリ年賦ヲ以テ返弁セシメントス

キハ臨時会議ヲ開キ特別ノ詮議ヲ以テ全ク給与セントス 但連年ノ水害カ又ハ最モ非常ノ災害等ニテ真ニ困難ヲ極メント

第九条

課出スヘキ金額ヲ免除セシメントス

前条ノ如ク一般貯金ノ内ヨリ借受ケシ程ノ凶歳ニハ其年一

般

但組合村々ノ分ハ其年貯金スルカ否其適宜ニ任セントス

第十条

シ尚積立ツヘキカ否ヲ議定セントス 満十ケ年災害ナクシテ貯金ヲ配分セシコトナキトキハ其期ニ際

第十一条

既ニ積立タル所ノ金額ハ共有物ニ付一己ノ転籍又ハ身代限等ノ

等ヨリ送籍シ来ルモノモ亦該年ヨリ該所貯金ノ人員ニ加入スルヲ 事故アルトモ再割戻ヲ受ル権ナキモノトス故ニ他管下或ハ他区村

以テ従来積立金額中ノ分配ヲ受ルノ権アルモノトセントス

組合村々ニ貯積スル法案

年々水害アリテ啻ニ禍害ヲ被ルノミナラス堤防其他ノ費用□□ 組合村々ニ積立ントスル金額ノ本旨タルヤ元来堤防川付ノ村里

ハ更ニ水害ノ患ナク却テ禾穀豊熟スル年アリ然ルニー般積立金ノ□ナレハ平生貯金セサルヲ得スト雖トモ山野僻陬ノ土地ニ至リテ

ノ内三分二ノ金額ヲ適宜貯金セシメン為メ左ニ予メ其方法ヲ議セニ寄リ〔水旱ノ有無ニ不拘〕便宜数村ヲ組合セ年々地租三十分一ミナラス将以テ公平完全ナル良法ト云フ可カラス故ニ一般其土地

ント欲ス

第二条

其組合ノ村々ニ寄リ若シ金銭ヲ出賦スルコト能ハサルノ事実ア

ラハ米麦ヲ代出スルモ妨ケナシ然レトモ之レヲ品物ニテ長ク貯エ

相揚ヲ以テ売却シ換金ヲ以テ公債証書ヲ買入ン敷将外ニ貯金ノ良置クハ良善ノ策ニ非ス故ニ戸長村吏代議人及本人等立会ノ上時ノ

法アルヤ

第三条

等ノ内ニテニ名以上ノ担当ヲ命シ取扱ニ踈漏ナキヲ欲ス 前条ノ取扱ヲナスハ渾テ区長管理シ其小区ノ戸長又ハ大区筆生

第四条

米金トモ月々取立タル分ハ毎年六月十二月両次ニ金額ノ計算帳

ヲ製シ県庁ニ差出サシメントス

但該計算帳ハ二通ヲ製シ一ハ県庁ニ差出シ一ハ務所ニ備置モノ

トス

第五条

災害ノ為メニ貯金ヲ其組合村々へ配分セントスルトキハ先其配

**衍レ炎配分センメントス分スル金高ノ明細計算帳ヲ製シ之レヲ県庁ニ出シテ其証認ヲ乞ヒ** 

而ル後配分セシメントス

雖トモ其組合一ケ年積立金額ノ三分一ヨリ超過スヘカラサルモ但止ヲ得ス燃眉ノ急ニ至リテハ区長ニテ専決施行スルヲ得スト

ノトス

第六条

課出方ハ一般ニ貯積スル方法中第一条第三条ニ又転籍等ノ事故

第七条

アルハ同第十一条ニ照準セシメントス

ニテ適宜ノ方法ヲ定メシメントス年々金額累重スルノミ如此村々ハ五ケ年或ハ十ケ年目ニ至リ該村年々金額累重スルノミ如此村々ハ五ケ年或ハ十ケ年目ニ至リ該村ので、

(注) 左表欠。

乙第弐号

(三)

乙第弐百拾五号

(<del>\_\_</del>)

各大区

正副区長

民ニ於テ凶荒ノ子備可致ハ勿論ニ付別紙ノ通貯金法議案下付候条本(注) 年月本県甲第八十九号布達ニ拠リ追々総代人撰定候向ハ適宜遂商議 本年第六拾弐号ヲ以凶歳租税延納規則公布ノ次第モ有之候得共各人

但議案中組合村々トアルハ其土地ニ寄リ二ケ村或ハ三四ケ村便宜 組合候儀ト可心得事

候上来ル十二月定日県会ノ節出頭意見陳述可致此旨相達候事

神奈川県権令 野村 靖

明治十年十月卅

— 日

注 前掲

各大区

正副区戸長

追々議員撰定候ニ付テハ尚別紙議案 (条但書ハ今般更ニ加フー) 各大小(注) 凶荒予備ノ為貯金方法ノ儀昨十年十二月県会ニ於テ決議候得共現今

> 注 前揭。

議 ノ上申出候様可致此旨相達候事 区議員へ下付候条本年初発ノ小区会ニ於テ相議シ尚大区会ニ付シ決

明治十一年一月十一日

但第一

大区横浜市街ハ此限ニアラ ス 神奈川県権令

野村

靖

(pu)

明治六年第二百七十二号公布ノ通改正ノ租額

各大小区

員

上納可致筈ニ付禾穀豊熟ノ日ニアツテ其有余ヲ儲蓄シ以テ凶年饑歳 ノ予備ニ供スルハ今日ノ急務ニシテ一日モ之レヲ緩慢ニ付ス可カラ ハ年 ノ豊凶ニ拘 ハラス

今般別紙貯金法案取調下付候条本年初発ノ定会ニ於テ議決ノ上区長(注) 第モ有之兼テ各自ノ心得方モ可有之候得共未タ一定ノ方法無之ニ付 可申出此旨相達候事

サルモノナリ既ニ明治十年第六十二号ヲ以テ租税延納規則公布ノ次

明治十一年一月十一日

但第一

大区横浜市街ハ此限ニアラス

神奈川県権令 野村

靖

(神奈川県布達)

但し「一般ニ貯積スル法案」第一条但書は左の事項が追加さ 81

れている

割合方ハ追テ議定セント欲ス故ニ先ツ地価ノ分ノミ駄課セシメントス但戸数ノ儀ハ大小精粗ノ別アレハ之ヲ同一ニ駄課スルハ不公平ニ付右

# 第二節 大小区会議関係

**翌** 足柄県大小区議事概則

ヲ以テ第一要義トナス故ニ嚮キニ各区ニ会議所ヲ設ケ纔ニ議事ノ端通セシムルハ会同協議シ各其胸臆ヲ披キ肝胆ヲ咄露シ正議極論スル貫徹シ易ク人民ノ情願スル所ロモ亦タ暢達シ安シ其上下協和気脈流

以テ今般更ニ大小区ノ会議ヲ興シ其概則ヲ略定ス苟モ各区戸長代議要旨ヲ暁知セス故ニ上下ノ気脈ヲシテ支離阻隔ノ患ヒ尠トセス是ヲ緒ヲ開ク然リ而シテ一般ノ人民尚ヲ未タ旧套ヲ脱却セスシテ議事ノ

員タル者一般人民ノ心ヲ以テ心トシ此ノ概則ノ順序ヲ履行シ正議極

国家ニ報スル義務ヲ尽スト云フ可シ敢テ請フ各位勉励従事シ各ノ其ヲ興シ上ハ以テ、聖化ノ万一ヲ補ヒ下ハ以テ人世本分ノ洪福ヲ徼工可ク民費ヲ節減ス可ク其他百般ノ事業ニ於テ実効ヲ奏シ無数ノ利便則チ勧業ノ民産ヲ富殖ス可ク警察ノ安寧ヲ保護ス可ク民智ヲ開闢ス論上下ノ気脈ヲシテ流通セシメ官民一致協力スルヲ要ス可シ然レハ

明治七年八月

職ヲ尽サンコトヲ仍テ概則ヲ頒示シ此段申達候也

足柄県権令 柏木忠俊

足柄県権参事 城多 董

大小区会議概則

大区会議所ハ県庁下ニ設置ス可シ

会頭ノ特権ニテ其ノ時々報告ス可シ

但開場ハ春秋二次ヲ恒例トナス臨時ニ会議ヲ求ムルコトアレハ

スル者トス然レトモ議事ノ体裁未タ整備セス故ニ暫ク仮リニ長官大区会議ノ会頭幹事及ヒ議員等捻テ管下一般人民ノ中ヨリ公選

/ 所見ヲ陳述スルヲ聴ス正副区長ヲ以テ代議員トナス

ヲ会頭トナシ担当ノ属官ヲ幹事トナシ自余ノ官員ヲ参座トナシ各

但管下未タ正区長ヲ置カス故ニ当分各小区毎ニ副区長ノ内ニテ

# 名ヲ選択シ其ノ区内ノ代議員トナス

論ヲ採リ雷同付和ノ弊ナク上旨ヲ下徹シ下情ヲ上達スルヲ専務

会議場ニ於テハ各其胸臆ニ薀蔵スルコト無ク腹心ヲ披キ公議輿

ナシ官民協和漸次ニ旧染ノ陋習ヲ破リ人民一般公共ノ利益ヲ振興

小区会議ニテ議判セシ条件総テ此会場ニ於テ覆按議定シ成規ノ

スルヲ要ス

施行ス可シ然レトモ其ノ軽重緩急ヲ斟酌シ施行スルト否ラサルト 有ル者ハ之レヲ照シテ施行シ其無キ者ハ官省ニ上禀シ許允ヲ得テ . 会頭ノ特権ニ在ル可シ

ス然レトモ会頭決議ヲ促スコト有レハ数日ヲ累ヌト雖モ閉場ノ命 議事ノ形況ニ因リ本日ニ決議セサル者ハ次会ニ再議スル

令ヲ得サレハ代議員恣ニ退散スルヲ聴サス 会場ニ於テ議サント欲スル事件ハ総テ議案書ヲ作リ幹事ニ付ス

可シ幹事之レヲ高声ニ朗読シテ代員ニ付テ議サシム可シ

代理人ヲ出ス可シ幹事其委任状ヲ承認シテ会頭ニ申禀ス可シ総テ 代議員事故アリ会場ニ出ツルコト能ワサレハ自記委任状ヲ以テ

会場ニ在ツテハ本人ト同等同権ト看做ス可シ

員共同照査シ会頭承認ノ印証ヲ受ク可シ其承認ノ印証ノナキ者ハ 各区ニ賦課スル費用ハ精算ノ帳簿正副二本製シ会場ニ於テ代議

## 之レヲ賦課スルヲ聴サス

但承認印証セシ正本ハ区内一般ノ人民ニモ明示スルヲ要ス副本

ハ之レヲ県庁ニ収メ他日 ノ参閲ニ備フ

此会場ニ於テ議スル所ハ管下一般人民ノ公益ヲ保護スルヲ目的

トナス故ニ其綱領ヲ示スコト左 ノ如シ

民費賦課ノ方法并費用ヲ検査スル事 旧染ノ陃習ヲ破リ開化ヲ勧誘スル事

学校病院ヲ設立シ并保護維持スル事

勧業ノ事

済貧育幼授産方法 水利堤防道路橋梁ノ事

ア例ト

保護警察ノ事

予備凶荒ノ事

以上大区会議概則仮定スル所ナリ

各小区ニテ毎月一次道路均平適宜ノ地ヲ選択シ会議所ヲ設置

可シ

長ヲ幹事トナス各村町駅毎ニ正副戸長ノ内一名一般人民ノ内ニテ 分ノ内仮リニ副区長ノ内ニテー名ヲ選択シ会頭トナシ自余ノ副区 会頭及議員ハ区内一般人民ノ公選ニテ任スル者トス然レトモ当

相応ノ家産ヲ所有スル者一名ヲ公選シ各村町駅毎ニ二名ヲ挙ケテ

代議員トナス可シ

但県官時々臨席スルコト有ル可シ

会議場ニ在テハ上旨ヲ下徹シ下情ヲ上達シ区内ノ安寧輯睦興利

張セス総テ公論ニ基キ一般人民公共ノ利益ヲ振興スルヲ目的トナ

除害等ノ事ヲ議スルヲ専務トシ付和雷同ノ弊ナク一己ノ私見ヲ主

ス可シ

塞スルコト有ル可ラス 態トヲ審按熟議シ再ヒ大区ノ会議ニ於テ議決ス可シ之レヲ掩蔽獲 会場ニ在テハ会頭ハ各代議員ノ議スル所ロ可否ノ多寡ト事情形

各村町駅ノ民費ニ賦課スル経費ハ毎月明細精算ノ帳簿ヲ制シ会 但急遽閣ヲキ難キ事件アレハ臨時会議ヲ大区会頭ニ請求ス可シ

場ニ於テ協同照査シ会頭承認ノ印証ヲ受ク可シ其ノ印証ノナキ者

ハ之レヲ賦課スルヲ聴サス

但此承認ノ印証セシ簿冊ハ遍ク各町村駅ノ人民ニ明示ス可シ

リ決議ヲ促スコト有レハ数日ヲ累ヌト雖モ閉場ヲ告知セサレハ恣 本日決シ難キ事件ハ次会ニ再議スルヲ例トナス然レトモ会頭

代議員事故アリ会場ニ出ルコト能サレハ自記ノ委任状ヲ以テ代

一退散スルヲ聴サス

右概則ヲ設為スト雖モ実際ニ於テ不便ナル者ハ漸次ニ審議シ増減更 可シ 理人ヲ出ス可シ会頭ノ承認ヲ得レハ捻テ本人ト同等同権ト看做ス

正ス可シ

明治七年八月

(注)裏表紙ニ「吉浜邨事務所(印)」と記されている。

哭 神奈川県第一大区代議人選挙規則および

同改正 (1-11)

庶第五十六号

(-)

第壱大区

戸 長長

リ議員撰挙之上既ニ民情ニ関スル事件協議為致居候処自今該区ニ於 該区之義ハ是迄代議人之設ケ無之処他ノ大区ニ於テハ客歳七月中ヨ テモ同様相心得代議人撰挙可致事 但代議人会議ノ規則ハ追テ可相達事

第壱条

代議人員一小区五名ヲ撰挙ス

第弐条

シテ壱ケ年不動産之租税金弐拾円以上相納ムル者タルベシ(代議人ノ撰挙ニ当ルハ此区内ノ本籍弐拾歳以上ノ男子ノ戸主ニ

傭主ヨリ兼テ委任ヲ請地所其他ノ物品売買ノ権アルモノハ本条但他管下又ハ外区内ヨリ出店ノ名代ト雖モ当区内本籍ノ者ニテ

第三条

ニ照準シ撰挙スベシ

代議人撰挙ニ当ル者期限壱ケ年トシ毎年入札ノ法ヲ以テ定ムル代議人撰挙ニ当ル者期限壱ケ年トシ毎年入札ノ法ヲ以テ定ムル

議員制限ニ関シ入札日数ヲ以テ除スル者アル時ハ其小区代議人第四条

ニ当リタル者ヨリ更ニ入札シテ其数ノ多キヲ採ルヘシ

日限取纒メ庶務課江差出侯様可致此旨相達候事右之通相心得各人民委任スヘキ見込ノ者印封ヲ以入札為致四月二十

神奈川県令 中島信行

第十八号

(=)

第一大区

願之趣聞届候ニ付最前相達候撰挙章程ノ内左ノ通リ改定候事去ル十一日代議人共会同協議一定ノ由ヲ以テ議人増員及税納下額情正加

第一条

但二小区ハ人口尠キヲ以五名トス代議人員一小区十名ヲ撰挙ス

代議人撰挙云々租税金ノ下「二十円云々」ヲ削リ拾円二小区ハ租第二条

入札取纒メ差出候様可致此旨相達候事、更ニ撰挙入札為致来ル十七日午後一時ヨリ開札候条右ノ心得ヲ以

右ノ通相心得二小区ハ欠員ノ二名其他ハ増員ノ分一人ヲシテ五名ツ

税金並ニ賦金ノ内五円以上相納ムル者タル可シ

明治八年五月十四日

神奈川県令 中島信行

(神奈川県布達)

(川県布達)

第弐拾大区迄第弐大区ョリ

尠或 其程規ヲ相立候間以後右ニ照準可致此旨相達候事 ハ町村用掛ノ代理又ハ輔助抔相勤メ候輩モ有之趣ニ付今般更ニ

神奈川県令 中島信行

明治八年十月十二日

代議人ヲ撰挙シ又ハ代議人ニ撰挙セラル、モ テ男子満二十歳以上ノ戸主タルへシ ノハ其町村ノ本籍

但シ戸主病身等ニテ平生其家事向ヲ世話致シ来リ候其戸主 ハ代議人ヲ撰ヒ又ハ撰ハル、ヲ得ルト雖満二十歳以上タルハ勿論

一ノ子弟

ナリ

第三条

代議人撰挙ノ節ハ其区ノ戸長及ヒ町村用掛ニテ取扱ヒ予メ撰挙ノ日

ヲ定メ無洩其町村へ告知セシムへシ

候得ハ戸長村用掛立合ニテ開札シ高声ニ衆人ノ眼前ニテ読揚ケ終 但撰挙ノ日ニハ其町村代議人ヲ撰挙スルモノ一同集会シ入札相済

リテ後高札ノモノヨリ順次書記シ其場所エ張出スヘシ

第四条

談シ且其遺払ノ当非ヲ検査シテ其町村人民ノ疑念無カラシメンコ 其町村ノ代議人ナレハ勤メテ公平ヲ旨トシ其町村ノ民費割渡方ヲ相 代議人トナルモノハ決シテ町村用掛ノ代理又ハ輔助タルヲ得ス所謂

ヘシ

86

#### ©神奈川県立公文書館

第百九拾壱号 神奈川県至第廿大区代議人選挙規則

其撰挙及ヒ職務等ノ規程確然相立サル故カ往々其所行上不都合モ不 是迄各町村弐拾戸ニ付壱人ノ代議人ヲ置クノ制ヲ定メ相達候処未タ

代議人規則

第壱条

町村ハ弐拾人弐百戸ヨリ三百戸マテノ町村ハ弐拾五人三百戸ヨリ五 代議人ハ五拾戸ヨリ百戸マテノ町村ハ拾五人百戸ヨリ弐百戸マテノ

百戸マテノ町村ハ三拾人ヲ撰挙シ以上戸数増加スル町村タリトモ三

拾人ヨリ多キ代議人ヲ撰挙スヘカラス

ヲ要ス

但代議人ハ民費ノ割渡シ方ヲ相談シ及ヒ其遺払ヲ検査スル

モ

シテ決議ノ上是ヲ取立テ或遣払ノ事務ハ総テ其町村用掛ノ任タル

但五拾戸以下ノ町村ハ隣町村合併シ定員拾五人ノ代議人ヲ撰挙ス

n Æ 障ナシトス

第弐条

### 第五条

代議人タルノ年限ハ弐年トス弐年毎ニ改撰スヘシ

### 第六条

務ヲ解キ議場ニ列スルモ自己ノ異見ヲ陳述シ或ハ議案ヲ可否スルコ 代議人タルモノ年限中町村用掛ノ職務ニ関スル場合アラハ本体ノ職

トヲ得ヘカラス

但町村用掛ノ職務ヲ離レ代議人年限猶余期アラハ再ヒ議員ニ復ス

ヘシ

右之通相定候事

(神奈川県布達)

シ然レトモ之レヲ実際ニ挙行スルハ正副区戸長及里長ノ権内ニ有リ ノ工役ヲ賦課スル法ヲ立ル如キニシテ此一例ヲ推シテ其他ヲ知ル可 得失ヲ論定ス可シ譬エハ道路ヲ修繕スルニ方リ其ノ道幅ヲ画定シ其 己ノ私見ヲ主張スルヲ聴サス公同資益ニ注意シ其ノ施設方法ノ利害 リ然レトモ之レヲ議決スルノ権ハナキ者トス松テ議員ノ任タルヤー

定則トス

各小区ノ会議ハーケ月ニー回トシ大区会議ハ三ケ月目毎ニー回トナ

議員在任ハ四年トス二年目毎ニ半数ツ、新旧交換スルヲ以テ仮リニ

必ス此権限ニ於テ毫モ乱ル可カラス

ス可シ

但シ臨時ノ会議ハ此限ニアラス

員ハ正副戸長ニ准シ大区議員ハ正副区長ニ准シ候権ヲ有スル者ト可 会議場中ニ於テ議員タル者ハ各村町ノ議員ハ里長ニ准シ各小区ノ議

相心得候事

明治八年五月九日

権参事 城多 董

足柄県令柏木忠俊代理

(「諸控簿」(明治八年) 大矢ゑひ氏蔵)

但シ撰挙ノ法ハ小区ニ同シ

大区会議ハ各小区ノ議員集会シ大区議員之レカ議長タル可シ

各小区ノ会議ハ各村町ノ議員集会シ小区ノ議員之レカ議長タル可シ

会議心得之大略

足柄県大小区会議心得

但各小区ニテ議員二名宛各村町ノ議員公選ヲ以テ挙ル者トス

ニハ正副区長臨席シテ所見ヲ建議シ又ハ可否得失ヲ討論スルノ権ア 各小区会議ニハ其区内正副戸長及里長立会人等共同臨席シ大区会議

第四十一号

咒 神奈川県第一大区区会議事章程および

同改正 (1-1)

(<del>-)</del>

第一大区各小区 正副戸長

可シ

第四条

該区々会議事章程別紙ノ通相定候条六月一日ヨリ施行可致此旨相達

但議事ノ紹介ヲ得レハ密会ノ外傍聴ノ義不苦儀ト可相心得事

神奈川県令

(別紙

第一大区々会議事章程案

第一条

明治八年五月廿八日

中島信行

第五条

シ区会所書記欠員ノ時ハ町用掛ノ内一人ヲ選テ之ニ充ツ

区会所書記一人ヲシテ議場一切ノ事務及ヒ諸記録ヲ掌ラシム若

同阿謏面従腹非等ノコトアル可カラス

議員ハ虚心公平ヲ旨トシ敢テ褒貶黜陟毀誉侮慢等ノ挙動及ヒ雷

第六条

議員ノ席次ハ発会ノ節抽籤ヲ以テ之ヲ定メーケ年間其順序ヲ以

テス

ナレハ日送リタル可シ

ルヘシ

第二条

フ時及ヒ県庁ヨリ特ニ議案ヲ下付スル時ハ常例外開場スル□ア 但臨時要件アリテ議員三人以上連署シテ会議ヲ開カンコトヲ乞 会議ハ毎月一日十六日ヲ以テ定日トス尤モ日曜日又ハ休暇ノ日

第七条

但会議中故ナク其着席ヲ離ル可カラサルコト勿論タル可シ

議案ヲ出ス者ハ必ス其大旨ヲ書面ニ認メ会議ノ前日迄ニ書記官

午後一時ヨリ五時迄ヲ会議 ノ時間ト ス

但午後零時四十五分一同議場ニ就キ一時ヲ俟テ発議スルヲ例

ス

第三条

但議長副ハ当分一ケ月ヲ期限トシ其時々議員ノ入札ヲ以テ定ム 議員中ニ於テ入札ヲ以テ議長及副議長ヲ撰挙スヘシ

ニ出ス可シ書記官ハ之ヲ受取速ニ議長ニ出ス可シ

議員ハ必ス一人ツ、発言ス可シ若シ二人以上同時ニ発言スルト

キハ議長之ヲ制止シ先ツ発言セシト見認ルモノヲシテ充分ニ其所

第九条

論ヲ竭サシムヘシ

以テ甲乙両員対議セシムルコトアルヘシ 議事ハ総テ議長ニ対シテ発言ス可シ尤時トシテハ議長ノ見込ヲ

ルハ必ス県庁へ申請シ県令ノ指揮ヲ受クヘシ

議事ハ衆説ノ多寡ヲ以テ可否ヲ決スト雖トモ之ヲ実際ニ施行ス

但可否ノ説相半スルトキハ議長ノ見込ヲ以之ヲ決ス可シ

第十一条

序等其日ノ会ニ結局ナリ難キモノハ後会ヲ期シ各議員ヨリ書面ヲ 議案ノ旨趣錯雑ニシテ一時見込難相立又ハ其事ノ方法着手ノ順

以テ答議セシムルコトアルヘシ

第十二条

議長ヨリ可否如何ト問フ時ハ議案ニ同意或ハ議案ニ不同意或ハ議 議案ニ対シ討論稍定リタル後各議員ノ同意不同意ヲ徴セン為メ

案ヲ非トスル何番ノ説ニ同意ト明了ニ陳述ス可シ

議場ニ於テ他事ヲ私議ス可カラス

第十四条

議員ハ素ヨリ区内人民ノ代議ヲ託スル所ノモノナレハ県庁ニ於

テハ此議会ニテ決議スル所ハ即チ区内人民ノ可否スル所ト認ム可

第十五条

付所見ヲ陳スルヲ得ヘシト雖トモ其議案ノ可否ヲ決スル数中ニ入 時宜ニ依リ区戸長及ヒ其代理者ハ此会議ニ参シ其担任ノ事務ニ

第十六条

ルヲ得ス

ニ県令或ハ参事諸課長等参会スルコトアル可シ 県庁ヨリ議員へ諮詢スル事件ニ付テハ其原由事理ヲ陳スル為メ

第十七条

第 区入費徴収ノ事 議事ノ要務トスル箇条左ノ如シ

第一 水道建築並保存 ノ事

第二 瓦斯燈建築並保存ノ事

第七

第五	第四
病院保存ノ事	学校ヲ設立シ並保存ノ事
<b>HO</b> 神奈川県県会議事章程	

ハ其要務ノ大略ニシテ茲ニ掲ケサル事件ト雖トモ区内一 新ニ道路ヲ開キ或ハ之ヲ補理シ橋梁ヲ架スル事 救育所ノ事 般 ノ利 第七号

害ニ関スルモノハ此議会ニ於テ議定ス可シ

番外

第壱大区 長

此段相達候事

明治八年五月四日

神奈川県令

中島信行

同各小区 正副戸長

今般詮議ノ次第有之第一大区々会議事章程追加第十八条ヲ廃シ更ニ (別紙)

県会議事章程

左ノ通リ改正候此旨相達候事

第十八条

毎月五日ヲ以テ会議定日トス尤モ当日土曜日又ハ休暇ノ日ナレ

ハ日送リタル可シ

ル可シ

但令参事ノ見込ヲ以テ此定日ヲ閉会シ又ハ臨時閉場スルコトア

第二条

午後二時ョリ五時迄ヲ会議ノ時間トス

明治九年五月十八日

神奈川県権令

靖

(神奈川県布達) 野村 但書ハ従前ノ通リ

ヘシ尤撰挙ハ其小区内ノ議員ニテ其復撰議員ヲ撰挙スヘシ

総議員ノ決議ニヨリテハ各小区ニ二人以下ノ復撰議員ヲ置ヲ得

各大区

区 長 副

明五日ヨリ施行及ヒ且議事ノ義自今庁中書院ニ換候条此旨可相心得

是迄ノ区長会議ヲ以テ爾後県会ト相称シ右議事章程別紙ノ通リ相定

各 課 長

ス

但午後一時四十五分一同議場ニ就キ二時ヲ俟テ発議スルヲ例ト

ス

第三条

此議会ニテ議スル得ス唯管下人民ノ公益ヲ謀ルカ為メナレハ地勢 太政ノ是非ハ勿論官省公布ノ制度条例ハ仮令不適当ト思フトモ

民情ニ因リ実際ニ施行スへキ事ヲ議スヘキモノトス

第四条

治下人民ニ関ス可キ各課長及一大区限リ区長副ノ内一員ツ、ヲ

議員トス

副ハ外区々長副或ハ書記ヲ以テ代議ヲ為サシム可シ 但事故アリテ欠席スルトキ課長ハ該課中十三等以上ノモ

第五条

同阿謏面従腹非等ノ事アルヘカラス 議員ハ虚心公平ヲ主トシテ敢テ褒貶黜陟毀誉侮慢等ノ挙動及雷

議員席次ハ該年初会ニ抽籤ヲ以テ之ヲ定メ一ケ年其順席ヲ以テ

第六条

但代議ノ者ハ本人ノ席ニ着キ且会議中故ナク其着席ヲ離ル可カ

ラザルコト勿論タル可シ

第七条

ス可シ

議案ヲ出ス者ハ必ス其大旨ヲ書面ニ認メ会議ノ前日迄ニ令へ出

但参事代理ノ時ハ参事へ出ス可シ

議員ハ必ス一人ツ、直立シテ発言ス可シ若シ二人以上同時ニ発 第八条

甲議員発言中ハ乙丙何レモ発言ス可カラス其言終ルヲ待テ初メ 第九条 言スルトキハ令参事其順次ヲ定メ一人ツ、発言セシム可シ

テ発言ス可シ

第十条

ノ区長

議事ハ都テ令参事ニ対シ発言ス可シ尤モ時トシテハ令参事ノ見

第十一条

込ヲ以テ甲乙両員対議セシムルコトアル可シ

序等其日ノ会ニ結局ナリ難キモノハ後会ヲ期シ各議員ヨリ書面ヲ 議案ノ旨趣錯雑ニシテ一時見込難相立又ハ其事ノ方法着手ノ順

第十二条

以テ答議セシムルコトアル可シ

議事ハ衆説ノ多寡ヲ以テ可否ヲ決スト雖トモ時トシテ其議ノ事 91

由ヲ審案シ其適ト不適トヲ勘査シ令参事ノ見込ヲ以テ専決スルコ 道路堤防橋梁ノ事 土地ヲ開キ産物ヲ興ス事

アルベシ

第十三条

令参事ヨリ可否如何ト問フトキハ議案ニ同意或ハ議案ニ不同意或 ハ議案ヲ非トスル何番ノ説ニ同意ト明了ニ陳述ス可シ 議案ニ対シ討論稍定リタル后各議員ノ同意不同意ヲ徴セン為メ

第十四条

議場ニ於テ他事ヲ私議ス可カラス

(神奈川県布達)

区会

公有財産ノ事

府県会内規則ノ事

賦金ヲ課スル事

水陸運輸ノ便ヲ開ク事

区会内規則ノ事

新ニ土地物産ヲ開殖スル事

共有ノ学校及貧院病院等ノ事 取締及安寧風儀ニ関スル事

(「諸控簿」(明治八年) 大矢ゑひ氏蔵)

町村会議事心得ならびに仮規則

죨

県会

七月八日会議決議之

五

足柄県県会議事要領

第十六条議目ノ要領トスル者左ノ如シ

災害備虞ノ事 民費ノ事

管内共立ノ学校及貧院病院等ノ事 管内取締及安寧風儀ニ関スル事

諸会社及市場ノ事

各 区

区戸長副

定候条区内人民へ厚ク説諭ヲ加へ右規則ニ照準夫々手繰ヲ以各町村 管下一般衆庶公同之利益ヲ計ラン為メ町村会議事仮規則別冊之通相

議事会為相開候様精々尽力可致此段相達候事

明治八年七月五日

(別冊)

町村議事会心得

第一条

神奈川県令

中島信行

ニ飲食スルコトヲ許サス

右主意ヲ会得シ別冊仮規則ニ照準シ精々取開クヘシ 町村議事会ハ元来衆庶公同ノ利益ヲ計ル為メ設ルモノナレハ能

町村会ノ体裁大略相立チシ上ハ大区会県会ト推シ及スヘシ

規則ハ総テ仮定ノ儀ニ付其間万一違犯ノ者之アルモ敢テ罰則ヲ

設ケス若シ犯ス者アレハ議長ヨリ厚ク訓誡ヲ加ヘ又ハ衆議ノ上退

席セシムヘシ

第四条

会議ハ町村毎ニ開ク可シト雖モ人口寡少ニシテハ会規立チ難カ

ヘシ仍テ三百口末満ノ町村ハ最寄適宜合併シテ開会スヘシ 第五条

会場ハ其町村手広キ人家或ハ寺院等ヲ借リ受ケ仮ニ会議所トス

、シ尤某所某寺院ニ開会スルノ旨届出スヘシ

(別冊

町村会議事仮規則

第 章

第一条 此議会ハ専ラ其町村内人民ノ安穏公益ヲ謀ルカ為メニ設ク 議事ノ大綱

ル者ナレハ専ラ第五章第一条ニ掲ルガ如キ条款ヲ議スルヲ要ス

第二条 公選ニ中リ議員タル者ハ即チ其地各人民ノ名代ナレハ職ハ ラ公正ノ心ヲ以テ其町村内一統ノ安穏公益ヲ議スルハ勿論ニシテ

固ヨリ一己ノ私心ヲ挾ミ偏頗ノ議論及ヒ他人ノ自由ヲ妨碍ヌル等

ノ説ヲ主張スルナキヲ要ス

選挙人之事

第

第二条 第一条 選挙人ハ其町村内ニ住居シ且其町村ノ本籍タルヘシ 其町村用掛事務取扱所ニ選挙人ノ姓名帳ヲ製シ置へシ

但二十歳未満ノモノ及婦人ノ戸主ハ除クヘシ

第六条

凡此会議席ニ於テハ尋常弁当ノ外ハ仮令自費ヲ以テスト雖モ猥

第四条 第三条 代人ヲ出スヲ得且他町村ノ人ニテ本町村内ニ不動産ヲ所有スル者 、其者ノ見込ヲ以テ其名代人ヲ選挙人中ニ加フル事ヲ得ヘシ 瘋癲人及ヒ懲役一年以上ノ刑ヲ被タル者ハ選挙人タルヲ得 前条選挙人タル者他所ニ寄留スル時ハ当人ノ見込ニ任セ名

第五条 選挙人増減変更有之節ハ速ニ名簿ヲ改正スルハ町村用掛ノ

第  $\equiv$ 章 任タルヘシ

第一条 毎年八月一日ヲ以テ公選ノ定日トナスヘシ 公選入札之事

議院ハ選挙人公選入札法ヲ以テ第四章第一条ニ示ス定員ノ

如ク之ヲ選挙スヘシ 入札用紙小半紙

書 式

身 分 第何大区何小区何时

第四条

議員タルモノハ左ノ職務ヲ兼勤スルコトヲ得ス

何 某

> 第三条 議員ニ挙ケラル、者ハ本町村ノ籍ニテ不動産ヲ所持スル戸 入 札

年号月日

選挙人 何 某

何

某 印 分

身

何

番

地

第五条 現今軍務ニ任スル者 前条ニ記載シタル職務ヲ受ル者ハ直チニ退任シ其由ヲ記シ

小学校ノ教員及ヒ教導職ニ任スル者

区戸長及ヒ町村用掛等

本会へ報告スへシ

94

第何大区何小区何时

主及ヒ其子弟タルヘシ尤モ孰レモ満二十歳以上ノ者タルヘシ

但不動産ヲ所持セサルモノト雖モ一村一町中挙テ議員タルヘキ ノ申立アルモノハ県令ノ許可ヲ得テ直チニ議員タルヲ得ヘシ

右之者当村議員ニ適当之見込ニ候也

議員

ヲ逐一書留ムヘシ

第六条 議員タル者ハ左ノ事件ニ関係スルヲ得ス

一人民相対ノ詞訟ニ付代言書

一 本町村内ノ共有金穀ノ取扱及ヒ民費工作ノ受負

但右申渡ヲ受ケタル者ハ満二年ノ間選挙シテ議員ト為ス事ヲ得ポ七条 前条ノ定ヲ犯ス時ハ議長ヨリ其職務ヲ止ムヘシ

但其日欠席ノ者ハ其度限リ除名スヘシ へシ 議員公選ノ節ニハ選挙人一同出席シ衆人ノ前ニ於テ入札ス

名宛数組ニ分ケ入札ヲナサシムヘシ 選挙人多人数ニシテ混雑アルヘキト見込ム時ハ予メニニ十

第十条 入札開封ノ節モ前条ノ如ク衆人ノ前ニ於テ本町村ノ町村用

第十一条 入札ヲ開ク時ハ夫々認タル名前ヲ壱枚ツ、高声ニ読上へ

掛ノ中之ヲ取行フヘシ

第十二条 開札既ニ終レハ投票ノ多寡ヲ調分ケ誰某ニ幾枚ト云フ事

定員ノ如ク落札人ヲ定メ其名前ヲ更ニ読上ヘシ第十三条 前条書留メ終リテ入札最多キ者ヲ初筆トシ順次其町村ノ

如シ年齢同シケレハ抽籤ヲ以テ定ムヘシ但入札同数ナレハ年長セル者ヲ以テ甲トシ年劣レル者之ニ次ク

第十四条 落札人ハ右落札名前読上ケ終レハ即チ議員ト心得ヘシ

第十五条 落札ノ者前条ノ報ヲ得レハ任ヲ受ルカ又ハ之ヲ辞スルカ・・・

但シ落札ノ者其場ニ不在ナル時ハ其本町用掛ヨリ本人エ通知ス

不其他止ムヲ得サル事故アルニ非レハ其任ヲ辞スルヲ得ス否ヲ村用掛へ翌日決答スヘシ最モ選挙ニ当ル者身体多病ナルカ或

「載シ本会へ申立本会ノ承諾ヲ得ルノ後退任スヘシ第十六条「議員タル者其任ヲ辞セント欲スル時ハ其事故ヲ詳明ニ記

第十七条 既ニ公選ニ中リ其任ヲ受ケタル者ハ左ノ誓約ヲ本会ニ差載シ本会へ申立本会ノ承諾ヲ得ルノ後退任スヘシ

出シ其清廉ト勉励トヲ証スヘシ

某這回我町村会議議員ノ選ニ膺レリ某之ヲ

皇天上帝ニ誓ヒ清廉ト勉励トヲ以テ公平ノ議論ヲ証シ其責任ヲ

負担スヘシ敢テ誓フ

年月日

シ且県令并ニ本区区戸長へ申出へシ第十八条 議員ノ名前既ニ定リ誓約ヲ為シ終レハ其本町村内へ掲示

界十九条 総テ議員会場ノ座順ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定メ毎会必ス其席

ニ就クヘシ若シ退任之アル時ハ新任ノモノ下席ニ加ルヘシ

第二十条 議長幹事及ヒ議員ノ任期ハ総テ二ケ年タルヘシ 但交代ノ順序初年ハ鬮ヲ抽キテ之ヲ定メーケ年ニテ其半ヲ退任

第廿一条 毎年八月一日ヲ期トシ交代表ヲ繰リ総員ノ半ヲ退任スへ

但退任シタル者ヲ直チニ再選スルモ妨ナシ

第廿二条 退任死去若クハ他ノ事故アリテ辞スル者アル時ハ議長期

日ヲ定メ臨時ノ公選ニテ欠員ヲ補フヘシ

但議長若シ本条ノ如キ事故アルニ際セハ臨時ノ公選ヲ以テ議長

ヲ定ムヘシ

四 章

議長及ヒ幹事議員定員ノ事

議長一員 但議員中公選ヲ以テ之ヲ定ム

第一

条

=幹事二員 但入札ヲ以テ二員ヲ挙ケ町村用掛一員ヲ合 セテ三員ヲ置クヲ法トス尤人口多数ニ渉レ

Ŧ.

ハー員ヲ増スモ妨ケナシトス

議員定員左ノ如クナルヘシ 人口三百ニ付 議員十五人

Ξ

同 四百二付 議員二十人

以上都テ此割合タルヘシ

第二条 議長ハ本会ノ規則ヲ掌ルモノナレバ会議ノ席ニ於テ自己ノ

論ヲ発スルヲ得ス

第三条

第四条 議長幹事及ヒ議員ハ総テ無給タルへシ

幹事ハ本会一切ノ雑事及ヒ記録費用等ノ事ヲ管掌スヘシ

第 五. 章

議事ノ条款

町村会ニ於テ議事ノ要務トスル条款左ノ如シ

官令ノ旨趣ヲ遵守シ其町村ノ衆庶平和ヲ保ツ事

三 町村限リノ費用ヲ定ムル事

他向へ対シ其町村ノ名義ヲ以テ原告又ハ被告トナリタル詞訟 租税其外諸公費ノ帳簿ヲ検査スル事

及ヒ同名義ヲ以テ借金并ニ其返済ノ事

四

六 金穀ヲ畜積シテ以テ非常災害ニ備フル事

町村用掛以下ノ人員給料ヲ取極メ及ヒ公選入札スル事

七 学校ヲ設立シ子弟ヲシテ学ニ就カシムル事

就カシムル等ノ事 貧民ヲ救恤シ棄児ヲ養育シ及ヒ病院ヲ興シ帰籍ノ者ヲ常産ニ

九 ムル事 賊盗乱暴ノ者等総テ人民ノ妨碍ヲ為スヲ取締及ヒ其費用ヲ定

+ 其町村内ノ道路橋梁ヲ修繕シ及ヒ水路ヲ疏通シ堤防ヲ堅牢ニ

スル等ノ事

+ 地ノ宜シキヲ商リ物産ノ利ヲ起ス事

水火難手当ノ事

十四 其町村共有ノ品物ヲ売払ヒ又ハ質入等ノ事 県社以下祭典料営繕費并神官へ奉務費ヲ給スル事

其許可ヲ受ケ施行スル事ハ総テ其区区戸長ノ任タルヘシ

前条議事要務ノ条款本会ニ於テ議事已ニ決セハ県令へ申出

但 般ノ成規ニテ区戸長限リ施行スヘキハ此限ニ非ス

第 六 章

議事ノ方法

此会議ハ本年第八月一日ヲ以テ発会ノ初日トシ爾後毎月一

第一条

ラ以テ会議ノ定日トス

但日ノ長短ニ不拘午前第九時ヲ発会ノ時限トス

定日定刻ニ到リ総人員ノ半ヨリ多ク出席アラハ議事ヲ開ク

シ出席人員総人員ノ半ヨリ少キ時ハ延会スヘシ 但其節差掛リタル議事アレハ議長ノ特見ヲ以テ発会スル事アル

> 第三条 本日ニ欠席スル時ハ後日ニ至リ其事ニ就キ不同意ヲ申立ル

ヘシ

ト雖モ決シテ取上へカラス

第四条

議員ハ自己ノ疾父母ノ病及ヒ官庁ノ呼出等其他不得止事故

アルニ非レハ欠席スルヲ許サス

第五条 但欠席ノ時ハ其事故書面ニ認メ幹事へ差出スヘシ 議長若シ前条ニ示シタル事故アリテ欠席スル時ハ議員中臨

第六条 議スヘキ事件アラハ本日発会前ニ総テ書取ヲ以テ幹事へ出 時公選法ヲ以テ入札シ本会一日ノ議長ヲ定メ発会スヘシ

スヘシ幹事之ヲ受ケ順次番号ヲ記シ之ヲ議長ニ出スヘシ

第七条 議長ハ之ヲ取集メ其順序ヲ定メ最急務ト見込タル事件ヨリ

議事ヲ始ムヘシ

シテ其意味ヲ十分ニ解得セシムヘシ

議事ヲ始ムルニハ議長先ツ其主意ヲ精密ニ演説シ衆議員ヲ

第九条 議員ハ先ツ議長ノ演説ヲ熟聴シテ解シ難キ廉アレ ハ幾回

問返シ篤ト意味ヲ了解シタル上存意ヲ申述スヘシ

衆人同音ニ発声スヘカラス若シ同時発言スル事アラハ議長

第十条

第十一条

議事ハ総テ議長ニ向テ申述スヘシ議事中各員相互ニ論弁

其順序ヲ定ムヘシ

ルカ如キ数件ハ戒メテ為スヘカラス且酔人アラハ退席セシムヘシ私語及ヒ暴怒罵詈嘲哢戯言シ或ハ睡ヲ催シ又ハ喫烟シ倦怠ノ状ア

用ト声ヲ掛ケ之ヲ差止メ静ニ其次第ヲ正スヘシ第十二条 規則ヲ犯スカ又ハ議論入組テ混雑ヲ生スヘキ時ハ議長無

但可否相同シキ時ハ本章第十六条ニ示シタル如クスヘシヘシ 総テ議事ハ可否ヲ両端ニ分チ衆説ノ帰スル所ニ随テ決ス

第十四条

ルハ入札法ヲ以テ本条ノ如ク仕法ヲ付ケシムヘシ但何等ノ議事ニ限ラス一同ノ意見既ニ定リテ其方法未タ付カサ

名ヲ取調掛トシ見込ヲ立サセ其意見ニ就テ可否ヲ決スヘシ

議論数端ニ分レ可否決シ難キ時ハ議員中入札ヲ以テ両三

第十五条 取調掛ノ意見尚衆議ニ協ハサル時ハ再ヒ前条ノ如クスへ

第十六条 議事三回ニ及ヒ尚決セスンハ当分其議ヲ廃スヘシ若シ廃

シ難キ事件ナレハ県令へ申立決議ニ随フへシ

トモ施行ノ方法会議ノ取極メト相違スル事アラハ区戸長ニ向テ之界十七条 議員ハ議事ヲ本務トスレハ施行ノ筋ニ関スヘカラス然レ

ヲ弁論或ハ臨時発会シ議定ノ上県令へ申禀スル事アルヘシ

一旦決議ノ上ニ許可ヲ得テ施行セシ事ハ妄ニ之ヲ変改ス

ヲ得テ後ニ之ヲ変改スヘシ

、カラス然レトモ事実不得止ノ事アラハ更ニ発会見込ヲ立テ許可

第十九条 此議事会毎一日ト定ムルモ議案ノ決シ難キカ又ハ議スへ

但両日ニテ決シ兼ル節ハ後会ニ付スルカ又ハ本章第十六条ニ示テ三日ニ跨ルヘカラス蓋シ其営業上ニ支障アルヲ恐ルレハナリキ事件多数アル時ハ翌日再ヒ発会決議スルハ妨ケナシト雖モ決シ

シタル如クスルモ衆議ニ従テ決スへシ

レハ速ニ之ヲ開クヘシ

臨時会議ハ議長ノ特権カ又ハ議員総人員半数以上ノ望ナ

第二十条

第廿一条 本会ニテ決議ノ後已ニ県令ノ許可ヲ得テ施行スト雖モ

万一差支ノ筋アル時ハ其子細ヲ県令へ具状スヘシ後政府ノ公令アリテ其決議ノ事ト抵触スル事アレハ速ニ改ムヘシ

第七章

雑

則

第一条 議事所ニ決議簿議案録議員名簿ヲ製シ置ヘシ

民事ニ就キ親ク其町村ニ就キ議スル事アル時ハ県令及ヒ其

第二条

掛官員時トシテ此会議ニ出席スル事アルヘシ

但諸費用明細表ヲ作リ毎年一月七月ニ県令へ差出スヘシ条 本会ニ関スル諸費用ハ公平ノ議ヲ尽シ其町村ニ割符スヘシ

第三条

舙

神奈川県臨時県会条例

第二百十二号

第四条 此議事規則ハ実際施行ノ上潤飾改正スル事アルヘシ若シ本

県令へ申請スヘシ

明治八年七月

죨

町村会設立見込上申の件達

右之通相定候事 会ニ於テモ此規則ヲ変更シ又ハ増減セント欲セハ其考案ヲ興シテ

第一条 県会ハ連月定会之レアルト雖トモ唯一日ノ開会ナレハ綿密

臨時県会条例

ノ事務ヲ議スル能ハス故ニ今般此臨時県会ヲ開

第三条 第二条 会議ノ時間ハ午前ハ第九時ヨリ十二時マテ午后ハ一時三十 会議ハ十二月一日ヲ以テ発会シ七日間ヲ会議ノ日限トス

分ヨリ四時三十分マテトスト雖トモ時宜ニヨリ点燈夜半ニ至ルコ

トアルヘシ

第四条 区長若シ病気其他ノ事故アリテ来集スル能ハサレハ副区長

(神奈川県布達) 第五条 議スヘキ事件ハ議案ヲ発会前日マテニ衆議員ニ付スヘシ衆

**ヲシテ代理セシムヘシ** 

実際ニ就イテノ見込早々申出候様可致此旨相達候事

明治十年一月四日

神奈川県権令

野村

靖

町村会設立之儀ハ未タ一般行届カサル儀ニ有之処目今各区内之情態

自第二至第廿大区

議員ハ之レヲ考案シ会議ノ席ニ就テ各員其可否ヲ充分ニ審論討議

スヘシ

第六条

議案ノ条件ニ依リ衆議員ノ疑問アラハ主任官ヲシテ是レヲ

各 大 区区

長

第七条 詳述セシムへシ 議案ニ付各議員議決スルノ条件若シ時勢ノ適度ヲ得サル事

員来集可致此旨相達シ候事 明治八年十一月八日

来ル十二月一日ヨリ臨時県会ヲ開キ候ニ付別紙条例相達候間日限各

神奈川県令 中島信行